

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、
刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人安藤嘉範の上告趣意は、違憲をいうが、原判決が、当裁判所昭和二六年八
月一日大法廷判決（刑集五巻九号一七〇九頁）及び同二四年一二月二一日大法廷判
決（刑集三巻一二号二〇六二頁）を引用して、盜犯等の防止及び処分に関する法律
三条、二条が、憲法一四条、三九条に違反しないとした判断は正当であるから、所
論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、
主文のとおり判決する。

昭和五四年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼